

鳥取県新規就農者育成支援事業費等補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新規就農者育成支援事業費等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、新規就農者の育成・確保を推進することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、別表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、補助率を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者）をいう。）への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ対象事業ごとに別表の第5欄に掲げる様式によるものとする。

3 別表の1に掲げる対象事業のうち1（2）研修交付金事業にかかる交付申請は様式第5号によるものとし、規則第5条の申請書とみなす。なお、申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。この場合においては、当該書類を同条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

（1）研修の受講が認められたことが明らかになる書類の写し

（2）研修の内容が明らかとなる資料の写し

4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる

法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第1号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更等）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に掲げるものの以外の変更とする。

2 変更等の承認を受けようとする者は、あらかじめ規則様式第2号による申請書及び対象事業ごとに別表の第5欄に掲げる様式を知事に提出しなければならない。

3 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表の第5欄に掲げる様式によるものとする。

3 別表の1に掲げる対象事業のうち1（2）研修交付金事業にかかる実績報告書は、様式第6号によるものとし、規則第17条第1項の報告書とみなす。なお、実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。この場合においては、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

（1）対象研修が修了した場合は、対象研修が修了したことが明らかとなる書類の写し

4 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場

合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金等進捗状況報告の時期等）

第8条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 前項による報告は別表の第5欄に掲げる様式によるものとする。

（雑 則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行し、平成24年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成24年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月17日から施行する。ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成25年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月25日から施行し、平成26年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成26年11月以降の助成について適用する。

また、平成26年12月17日以前に交付決定した本格研修事業の雇用契約期間に

については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 12 日から施行する。ただし、助成金の研修生 1 人当たりの 1 か月の上限額は、平成 27 年 11 月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 27 日から施行し、平成 27 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。ただし、助成金の研修生 1 人当たりの 1 か月の上限額は、平成 28 年 11 月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 29 日から施行する。ただし、助成金の研修生 1 人当たりの 1 か月の上限額は、平成 29 年 11 月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 22 日から施行する。ただし、助成金の研修生 1 人当たりの 1 か月の上限額は、平成 30 年 11 月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。ただし、助成金の研修生 1 人当たりの 1 か月の上限額は、令和元年 11 月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 7 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 28 日から施行する。ただし、助成金の研修生 1 人当

たりの１か月の上限額は、令和２年１１月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、令和３年３月３０日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１２日から施行する。ただし、助成金の研修生１人当たりの１か月の上限額は、令和３年１１月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、令和４年７月４日から施行し、令和４年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年４月２３日から施行し、令和８年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年６月２９日から施行し、令和８年度事業から適用する。

別 表（第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条関係）

1 対 象 事 業	2 事業実施主体	3 補 助 対 象 経 費	4 補 助 率	5 添 付 書 類 の 様 式			6 重 要 な 変 更
				規 則 第 5 条 第 1 号 及 び 規 則 第 1 7 条 第 2 項 第 1 号 に 掲 げ る 書 類 並 び に 本 要 綱 第 6 条 第 2 項 に 掲 げ る 書 類	規 則 第 5 条 第 2 号 及 び 規 則 第 1 7 条 第 2 項 第 2 号 に 掲 げ る 書 類 並 び に 本 要 綱 第 6 条 第 2 項 に 掲 げ る 書 類	規 則 第 1 7 条 第 3 項 に 掲 げ る 書 類	
1 アグリスター ト研修支援事業							
（１）研修農場設 置事業	公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成 機構	研修期間中において、研修を 実施する研修農場に研修指導 員を設置する経費（受入研修生 1人当たり月額 40,000 円）	10 分 の 10	様式 第 3 号	様式 第 4 号	様式 第 2 号	本補助 の額の 増額
（２）研修交付金 事業 ア トライアル 研修 〔 研修期間： 2 か月以内 〕 イ 本格研修 〔 研修期間： 1 0 か月以内 〕 ウ 追加研修 〔 研修期間： 1 2 か月以内 〕	実施要領第 3 の 3（2）に規 定する要件を 満たすアグリ スタート研修 受講生	研修交付金 研修実施計画に基づき実施 されるトライアル研修、本格研 修、追加研修を受講する研修生 に対して支払う交付金（研修生 1人当たり月額 110,000 円以 下） ただし、助成対象とするのは、 研修の受講にあたって研修交 付金と重複する他の助成（就農 準備資金等）を受けていない場 合に限る。 また、研修生と雇用契約を結 んで行う研修は助成対象とし ない。	10 分 の 10	規則第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類：様式第 5 号 規則第 1 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書 類：様式第 6 号	様式第 2 号	本補助 の額の 増額	